

## 米国特許ニュース

# CAFC、オンバンクでアップルの120億円判決を逆転勝訴にする

### (緊急速報)

服部健一  
米国弁護士  
2016年10月

この事件は現在最高裁で審議されているデザイン特許の総利益の計算が正しいか否かの訴訟(当初、約1000億円の判決が下された訴訟)とは異なる、第2のアップル対サムスン訴訟である。

#### 1. 地裁訴訟

アップル5件の特許で特許侵害訴訟をサムスンに対して2012年2月8日に提訴し、サムスンも2件の特許で反訴した。陪審員は以下の判決を下し、地裁判事はそれを判決にした。

##### a. アップル特許

サムスはアップルの4件の特許を侵害しており、損害賠償は約1億2000万ドル(約120億円)

##### b. サムスン特許

アップルはサムスンの2件の特許を侵害しており、損害賠償は約16万ドル(約1600万円)

#### 2. CAFC 控訴

その控訴で、CAFCのパネルは2016年2月26日にサムスンのアップル特許侵害は誤りであるとして、120億円の損害賠償を破棄し、そしてアップルのサムスン特許侵害は正しいとして損害賠償1600万円を確定させた。即ち、CAFCパネルはアップルの全面的敗訴、サムスンの全面的勝訴にしたのである。

#### 3. CAFC オンバンク

アップルはオンバンク判決を求め、認められた。CAFC オンバンクは2016年10月7日にパネル判決は誤りであったとして、アップル勝訴の120億円判決は証拠があるので正しかったとして、逆転勝訴とした。そして、サムスンの特許判決が故意であったか否かについて、最高裁Halo判決(2016年6月13日)に基づいて審議のやり直しを命じた。Halo判決は故意侵害を認め易くしたのでサムスンの侵害は故意となり、その場合損害賠償は360億円にもなる可能性がある。本判決の詳細は後日発表する予定である。